

[ハートワン] リフォームローン規約改定のお知らせ

2020年4月1日をもって、以下の対象商品につき [ハートワン] リフォームローン規約（※現在は新規受付を終了しております。）を改定いたします。

1. 対象商品

戸建住宅の改修工事（大和ハウスグループ施工）を対象とした
[ハートワン] リフォームローン（ローン区分：GJ～GQ、GS～GW、LT～LX）

※ なお、以下の商品は対象外です。

- ・ **アパートの改修工事**を対象とした [ハートワン] リフォームローン（ローン区分：LK～LS）
- ・ **大和ハウスグループ施工外**の改修工事を対象とした [ハートワン] リフォームローン（ローン区分：GR）

2. 改定内容

民法改正に伴う商事法定利率の廃止により、遅延損害金の上限金額算定方法を変更いたします。具体的な改定箇所は以下のとおりです。

改定前	改定後
<p>第4条（利息及び遅延損害金）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 甲が、返済金の支払いを遅延したとき（期限の利益を喪失した場合を除きます）は、支払期日の翌日から支払日に至るまでの当該返済金に対し、融資利率の 1.46 倍の実質年率（ただし、<u>年 6.0%</u>を上限とします）で計算された額の遅延損害金を乙に支払うものとします。</p> <p>(3) 甲が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで融資金等合計の残金全額に対し、融資利率の 1.46 倍の実質年率（ただし、<u>年 6.0%</u>を上限とします）で計算された金額の遅延損害金を乙に支払うものとします。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>第4条（利息及び遅延損害金）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 甲が、返済金の支払いを遅延したとき（期限の利益を喪失した場合を除きます）は、支払期日の翌日から支払日に至るまでの当該返済金に対し、融資利率の 1.46 倍の実質年率（ただし、<u>法定利率</u>を上限とします）で計算された額の遅延損害金を乙に支払うものとします。</p> <p>(3) 甲が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで融資金等合計の残金全額に対し、融資利率の 1.46 倍の実質年率（ただし、<u>法定利率</u>を上限とします）で計算された金額の遅延損害金を乙に支払うものとします。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します】

以上